



長野県報

7月5日(月)
平成22年
(2010年)
第2179号

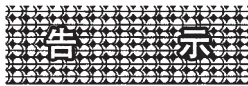
目次

告示

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱の一部改正(こども・家庭課).....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	3
道路法に基づく県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定(道路管理課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	4
平成23年度長野県須坂看護専門学校学生の募集(医療推進課).....	4
平成23年度長野県木曾看護専門学校学生の募集(医療推進課).....	6
企画提案公募(プロポーザル)(農業政策課農産物マーケティング室).....	7
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課).....	7
県営土地改良事業計画の縦覧(農地整備課).....	7
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	8
土地改良事業の工事の完了の届出(3件)(農地整備課).....	8
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施(生活安全企画課).....	9
平成22年8月8日執行予定の長野県議会議員補欠選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員).....	10
住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局).....	10



長野県告示第400号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱(昭和52年長野県告示第460号)の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

第3の表中「5,940円」を「5,920円」に改める。

こども・家庭課

長野県告示第401号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画下水道事業 坂城町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年9月5日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成5年長野県告示第718号、平成10年長野県告示第453号、平成12年長野県告示第412号、平成17年長野県告示第346号の事業地に、大字上五明字久保田、字千児の富、字島寺、字旅屋場及び字宮沖並びに大字上平字出浦、字小野沢及び字島並びに大字網掛字堀上、字福沢並びに大字南条字北畑、字西古田町、字城坂、字古田町、字北酒屋、字北玄古、字南玄古、字上玄古、字下堀、字中堀、字上堀、字源山崎、字山崎、字塚穴下、字塚穴、字日向、字東宮下、字宮上、字坪の内及び字十二を加える。
平成5年長野県告示第718号、平成10年長野県告示第453号、

平成12年長野県告示第412号、平成17年長野県告示第346号の事業地のうち、大字上五明字下モ田並びに大字綱掛字本越、字村東、字前河原及び字上手並びに大字中之条字仲田、字中沢、字前沢及び字山口地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第402号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村627の1から627の3まで、632の1、636の3、636の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第403号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字二子沢2871の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第404号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡243のイ・243のロ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第405号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字大河原4766の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第406号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 7月 5日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村1584の2、1585、1588
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第407号

長野県林業総合センター所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 7月 5日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 7月15日から平成22年12月15日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定を、次のとおり締結しました。

平成22年 7月 5日

長野県知事 村 井 仁

- 1 次の道路の区間は、長野県知事が管理します。

道路の種類及び路線名	区 間	備 考
県道杉野沢黒姫停車場線	長野県上水内郡信濃町大字野尻字高沢2380番19から新潟県妙高市杉野沢字西谷内川原2753番3まで	地震滝橋

- 2 協定締結日 平成22年 5月 6日
- 3 協定の相手方 新潟県知事 泉 田 裕 彦

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年 7月 5日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小諸上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市芳田字下長峰1318番の5地先から上田市林之郷字下ノ畑111番地先まで	旧	5.5~17.4 ^m	0.4180 ^{km}
		13.0~51.0	0.3544
同 上	新	7.0~17.4	0.4180
		13.0~54.5	0.3544

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年 7月 5日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 路 線 名 小諸上田線
- 2 供用を開始する期間
上田市蒼久保字中村361番の5地先から

上田市蒼久保字中村344番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年7月5日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月5日

長野県須坂建設事務所長 原 明 善

1 路線名 中野小布施線

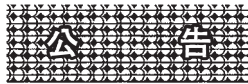
2 供用を開始する期間

上高井郡小布施町大字小布施字裏町378番の1地先から

上高井郡小布施町大字小布施字上原879番の16地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年7月5日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年7月5日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人土と人の健康づくり隊

3 代表者の氏名

廣 瀬 昭 夫

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡宮田村2663番地

5 定款に記載された目的

この法人は、農の基本である土づくり事業を通じて、農業や化学肥料の使用を大幅に削減した安全で安心な農産物を低コストに栽培・供給することを可能にし、それにより人々の健康増進に寄与すると共に地域農業の再興と活性化に資することを目的としている。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成23年度長野県須坂看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成22年7月5日

長野県知事 村 井 仁

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

修業年限3年	一般入学試験	30人程度
	推薦	10人程度
修業年限2年		20人

2 一般入学試験による選考

(1) 出願資格

ア 修業年限3年

次の各号のいずれかに該当する者(平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)とします。

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(4) 高等学校を卒業している者と同等程度以上の学力があると認められる者

イ 修業年限2年

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)とします。

(7) 免許取得後3年(36か月)以上、看護業務に従事している者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等程度以上の学力があると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

修業年限3年	(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。) (イ) 写真(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦6.5センチメートル、横4.5センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。) (ウ) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (エ) 高等学校等の調査書 (オ) あて先明記の返信用封筒(80円切手をはった長形3号封筒)
修業年限2年	(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。) (イ) 写真(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦6.5センチメートル、横4.5センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。) (ウ) 准看護師免許証の写し(官公署の証明によるもの。入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない者は、提出する必要はありません。この場合においては、入学時に准看護師免許証又は准看護